

こうちの木の住まいづくり助成事業の運用について 新旧対照表

新	旧
<p>こうちの木の住まいづくり助成事業の運用について</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 運用</p> <p>1 補助金の交付の申請について</p> <p>(1) 要綱第9条に規定する別表第2「<u>積上補助タイプ</u>」に掲げる書類および図書のうち、「補助対象部位の木材の使用状況及び施工状況を確認することができる写真」については、県の指定する審査機関（以下「審査機関」という。）による内容確認が完了したことを証する書面を添付することにより、これに替えることができるものとする。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>2 現地確認審査について</p> <p>補助金の交付を申請する者は、補助金の交付申請までに県または審査機関による現地審査を完了したことが確認できる場合に限り、要綱第9条別表第2「<u>積上補助タイプ</u>」に定める書類及び図書の一部を省略することができる。</p> <p>3 建築士事務所等の確認書類について</p> <p>同一年度に複数の代理者となる建築士事務所の登録を確認する事ができる書類等は、その年度における最初の届出に添付することで、以降の添付を省略する<u>こと</u>ができる。ただし、年度途中で有効期間が満了した場合及び登録内容の変更をした場合は、再度添付すること。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u> この運用は、令和7年3月25日から施行し、令和7年度事業から適用する。</p>	<p>こうちの木の住まいづくり助成事業の運用について</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 運用</p> <p>1 補助金の交付の申請について</p> <p>(1) 要綱第9条に規定する別表第1に掲げる書類および図書のうち、「補助対象部位の木材の使用状況及び施工状況を確認することができる写真」については、県の指定する審査機関（以下「審査機関」という。）による内容確認が完了したことを証する書面を添付することにより、これに替えることができるものとする。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>2 現地確認審査について</p> <p>補助金の交付を申請する者は、補助金の交付申請までに県または審査機関による現地審査を完了したことが確認できる場合に限り、要綱第9条別表第1に定める書類及び図書の一部を省略することができる。</p> <p>3 建築士事務所等の確認書類について</p> <p>同一年度に複数の代理者となる建築士事務所の登録を確認する事ができる書類等は、その年度における最初の届出に添付することで、以降の添付を省略する<u>事</u>ができる。ただし、年度途中で有効期間が満了した場合及び登録内容の変更をした場合は、再度添付すること。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>(新 設)</u></p>